

# 中国女子サッカーリーグ運営要綱

## (202009 一部改正／コロナ禍特別仕様)

### 1、 総則

中国女子サッカーリーグ加盟チームは、中国女子サッカーリーグ規約に基づき、以下の運営要綱に従って活動をするものとする。

### 2、 各部事務分掌

- 1) 総務部 選手登録（追加、移動、移籍）と管理、プログラム作成  
大会要項の検討、メディア関係への大会結果の通知、広報  
渉外、他の部会に属さない一切の業務を処理する。
- 2) 競技部 日程編成、グラウンドの確保、記録の作成、競技に関する  
戦績の保管業務を行う。
- 3) 経理部 経理関係の予算計画、決済処理を実施する。
- 4) 審判部 年間スケジュールに基づき、審判員の派遣を行う。  
警告・退場の記録等の保管業務を行う。
- 5) 規律部 フェアプレーの推進、懲罰に関する処理具申をする。

### 3、 会計

- 1) 経理部は当該年度の予算及び前年度の決算を作成し、運営委員会に  
提出する。
- 2) 年会費  
参加料は ~~6 15万円とする。~~し、全てをホーム戦運営費とし、過不足  
は全日程終了後に事務局から充当または徴収する。~~そのうち12万円~~  
~~はホームの経費として各チームへ充当する。~~
- 3) 収入
  - 1、会費 2、事業収入 ~~3、その他収入（プログラム広告代）~~  
~~※1ページ4万円、1/2ページ2万円、1/4ページ1万円~~  
~~1/8ページ5千円とし、各チーム2社は集めるよう努める。~~
- 4) 支出
  - 1、グラウンド代 2、会場運営費 3、プログラム代 4、審判費、
  - 5、会議、通信費 6、事務局経費 7、人件費 8、表彰費 9、その他
  - 10、感染症対策特別経費

#### 4、 選手、チーム資格・登録

- 1) 規約第7条に規定された加盟チームの女子選手であること。
- 2) 中学生以上の選手であること
- 3) 中国女子サッカーリーグ（以下「本リーグ」という）と中国女子U-15サッカーリーグとの選手、監督、運営責任者の重複登録は認めない。選手登録の確認は年度当初のプログラムにて確認する。追加登録についてはU-15サッカーリーグの事務局と情報を共有する。  
但し、2020年度は猶予期間とする。
- 4) 登録選手証  
試合会場に登録選手一覧表又は電子登録証（写真付き）を持参しない選手は試合に出場出来ない。
- 5) クラブ申請制度の適用  
JFAにより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては同一「クラブ」内から、移籍することなく試合に参加出来る。この場合同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。  
但し、本リーグより上位リーグ（なでしこリーグ1部、2部、チャレンジリーグ）に登録されている選手は移籍手続きを踏まないと出場出来ない。本リーグより下位リーグ（中国女子U-15サッカーリーグを除く。但し、2020年度は猶予期間とする。）に登録されている選手の出場は可能とする。
- 6) 前項の資格を有する選手の登録人数は制限されない。外国籍選手は5名まで登録出来、1試合3名まで出場出来る。
- 7) 登録は毎年指定期日を以って行い翌年3月31日まで有効とする。移籍は8月末日までとし、新規登録については期限を設けない。
- 8) 選手の追加登録については（公財）日本サッカー協会の登録選手証発行を受け事務局に連絡する。（試合実施日の4日前までに行う）
- 9) ユニホームは（公財）日本サッカー協会のユニホーム規定に基づいて、シャツ、ショーツ、ソックスは異色の2種類を用意する。  
黒色、またはそれに類似した上衣は認めない。

#### 5、 組合せ、日程及び日程変更

- 1) 全試合 ~~（入れ替え戦）~~ 終了後、年度内に事務局は当年度の順位により翌年度の組合せ及び日程を立案し、運営委員会で決定する。
- 2) 日程変更は下記の場合のみ行うことが出来る。

- ① 天変地異（各種警報の発令を含む）の場合
- ② 本リーグより上位の試合（例、全国大会等）と重複した場合
- ③ チームスタッフ、選手が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合及びチームが所属する地域及び試合会場地域において感染症拡大の兆しがある場合または感染拡大の兆しがある場合

※日程、会場については当該チーム同士で決め、変更を事務局へ連絡する。但し、12月13日~~最終節~~までに行う。

当初の会場使用料はホームチーム負担とし、再試合の**会場料が必要となった場合は事務局が支払う。**

### 3) 試合が予定通り実施できない場合の取り扱い

#### 一、試合時刻に遅れた場合

- ① 定刻に7名以上揃っていれば、予定通り試合を開始する。
- ② 気象状況、交通事故等により7名以上揃わない場合、状況により試合開始を遅らせることが出来る。（最大15分とし、その決定は会場責任者が行う）。
- ③ 試合開始を遅らせる状況を超えても7名以上揃わない場合、試合不成立とする。遅れた理由が、気象状況、交通事故等による道路通行不能、公共交通機関の乱れによるものであった場合は、必ず会場責任者へ連絡する。事故等の証明書の提出を事務局にすみやかに提出し、代表と協議し、認められれば再試合とする。再試合の日時は両チームが協議して行う。その他止む得ない事例として事務局長、リーグ代表が認めた場合
- ④ スケジュール、会場の制約で再試合が困難となった場合は、原因チームの不成立試合の敗戦（0対3、得点者の記録無し）とする。

#### 二 選手証の不提示

選手が揃っていても選手証が提示できなかった場合は、不成立試合の敗戦（0対3、得点者の記録無し）とする。

#### 三、試合前と試合途中の突発的事象（発雷等）で、主審の判断で中止となった場合

- ① 前半を終えていれば試合成立とし、その時のスコアを採用する。
- ② 試合前や前半を終える前であれば、ノーゲームとして後日再試合をする。
- ③ スケジュール、会場の制約等で再試合が困難となった場合は0-0の引き分けとする。
- ④ 試合日程の変更の場合

再試合の日程調整は、両チームが協調して調整を行い、再試合が困難な場合は0-0の引き分けとする。再試合の日程は、最終節より前に行うことを原則とする。

## 6、 審判

- 1) 主審は協会派遣とし審判部より（一社）中国サッカー協会に派遣を依頼する。一会場一試合の場合主審、副審3名は協会派遣とする。本部運営、4審についてはホームチームが担当する。
- 2) 審判員への謝金は審判代プラス交通費とする。

## 7、 マッチコミッショナーの役割

マッチコミッショナーはホームチームの運営責任者が兼務する。

試合開始の70分前に、正副両方のユニホームを持参し、審判員と試合運営者を交えてミーティングを行う。

## 8、表彰

- 1) 1部リーグの優勝チーム トロフィー及び賞状
- 2) 2部リーグの優勝チーム 賞状

## 9、 罰則

### 1) 棄権、除名

運営委員が調査し、故意と認めた場合は本リーグから除名する。

不可抗力と認めた場合は再試合とする。

年間2試合以上欠員により不成立試合を生じさせたチームは除名とする。除名されたチームは中国女子サッカーリーグ（1部、2部）から除籍される。

※除名されたチームと対戦予定チームには勝ち点3と得点3点を付与する

### 2) 規約の不履行

規約規定の不履行が生じた場合は中国女子サッカー委員会の決定に従うものとする。

## ~~10、2部制の導入、チームの入替え~~

~~1) 2部制で構成し、1部リーグ6チーム、2部リーグ6チームとする。~~

~~2) ①入替え戦は下記内容で行う~~

~~1部リーグ6位⇒2部リーグ1位（自動入替え）~~

~~1部リーグ5位→2部リーグ2位 (入替え戦)~~

~~2部リーグ6位→チャレンジ大会1位 (自動入替え)~~

~~2部リーグ5位→チャレンジ大会2位 (入替え戦)~~

~~②加盟チームが加盟資格を喪失した場合、また退会した場合の  
入れ替えの処置については、中国女子サッカー委員会で審議、  
決定する。~~

~~③チャレンジリーグより降格したチームが本リーグに加盟を希望  
した場合の処置については、中国女子サッカー委員会で審議、  
決定する。~~

## 11、試合及び競技方法

- 1) グラウンドは天然芝又は人工芝が好ましい。やむを得ない場合はクレーのグラウンドとし、対戦チームの了解を得る。グラウンドの大きさ長さ100m～110m、幅68m～75mとする。
- 2) 各チームホーム&アウェーシステムにより2回戦総当り方式とする
- 3) 大会実施年度の(公財)日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。
- 4) 試合時間  
試合時間は90分ゲームとし、同点の場合は引き分けとする。  
ハーフタイムのインターバルは15分とする。
- 5) メンバー登録、追加登録  
マッチミーティング(試合開始前70分)にメンバー表3部と登録選手一覧表又は電子登録証(写真付き)を本部に提出する。選手を追加登録する場合は修正したリーグ登録を2部作製し、試合当日相手チームと本部に提出する。それ以降修正したリーグ登録票は毎試合提出し、修正した登録票を提出しない場合は試合に出場出来ない。
- 6) 選手交代及びベンチスタッフ  
交代要員はメンバー表に7名まで記載出来、そのうち5名まで交代できる。ベンチに入れる人数はメンバー表に記載された選手、スタッフ(監督含め6名以内)とする。
- 7) 順位決定
  - ① 試合の勝者には3点、引き分けには1点、敗者には0点を与える。  
勝ち点が同一の場合は以下の順序により決定する。
  - ② 試合のゴール・ディファレンス(得失点差)
  - ③ 全試合のゴール・アベレージ(得点/試合数)
  - ④ 下記の反則ポイントの少ないチーム  
『退場：5点』 『警告累積退場：3点』 『警告：1点』

8) 試合球

- ① 試合球は(公財)日本サッカー協会 検定球5号 とする。
- ② 試合球は各チームが2球ずつ持参し、本部に3球置く。

9) 警告、退場

試合中、審判員より退場を命ぜられた選手は、次の1試合の出場を禁ずる。以後の処置に関しては運営員会の決定による。また、警告が2回になった選手は、次の1試合に出場が出来ない。

10) ホームチームについて

原則、リーグ日程表の左側チームをホームチームとし、ホームチームのベンチはグラウンドに向かって左側とする。

11) 記録

本部運営（各チーム）の記録担当者は、記録用紙を記入、作製し、試合終了後、主審、相手チーム監督等の内容確認と確認済みのサインを済ませ、事務局へ提出する。

- ① 記録用紙は、(一社)中国サッカー協会への提出とする
- ② 記録用紙へは、得点、警告、退場等記入漏れがないようにする。
- ③ 試合結果について運営担当者⇒事務局⇒報道機関  
メール又は FAX、郵送とする。

12、 本運営要綱の改廃

本運営要綱の改廃は、運営委員会の議決により行うことが出来る。

13、 附則

本規約は令和 2年（2020年）4月 1 日から施行する。

本規約は令和 2年（2020年）9月 1 日から暫定施行する。